

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-30 (2.11.20)	生活環境	風力発電施設のガイドラインの策定について ▶陳情理由 令和2年11月19日現在、鳥取県には巨大な風力発電施設の建設計画が複数ある。 これらの計画の中には急峻な山に150mという非常に巨大な風車を設置するものがあり、鳥取県東部においては（仮称）鳥取風力発電事業や（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業がこれに該当する。 陳情者が風車の計画がある地域の住民に聞き取りをしたところ、風力発電事業が存在し現在も進行中であることを最近まで知ることがなく、知った後、計画をととても不安に思われている方が非常に多くいらしかった。 もちろん陳情者は事業に賛成している方がおられるのも存じ上げているし、再生可能エネルギーの発展の観点からその主張を否定はしないが、計画を全く聞いたことがなく、巨大な風車が自分の家のすぐ近くに立つ計画があることを知った方々は、土砂崩れ、騒音、低周波による健康被害、農作物に使う水の枯渇、風車が地域に損害を与えた場合の補償や原状回復は誰が行うのか等、非常に悩まれ、不安に思い、心を痛めておられる。 何とぞこの事情を御考慮いただき、風力発電施設の計画で不安になっている県民の心を和らげるとともに、建設によって命、財産、自然環境が失われる実害が起こることを防ぐために、また、再生可能エネルギーの健全な発展を促しつつ、県民の安心と安全を担保するために、鳥取県として風力発電施設のガイドラインを策定していただきたい。	鳥取県に風力発電施設に関するガイドラインの策定を求める会	不採択 (2.12.17)
			本会議(R2.12.17)委員長報告 会議録暫定版 「大型風力発電施設の建設に当たっては、関係法令を遵守するとともに景観や野鳥への影響などにも配慮することが必要であるため、本県においては、平成19年3月に『風力発電施設建設ガイドライン』を策定していた。 その後、平成24年10月から環境影響評価法の環境影響評価対象事業に風力発電事業が追加されたこと等を受け、風力発電施設建設ガイドラインを取り込む形で鳥取県環境影響評価条例及び条例に基づく技術指針を改正し、平成25年4月から施行している。 本陳情で策定を求められている風力発電施設のガイドラインの項目のうち、県の権限が及ぶものについては、既に鳥取県環境影響評価条例と技術指針において網羅されていると考えられることから、不採択と決定いたしました。」	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取県として、風力発電施設のガイドラインを策定すること。その際、当該ガイドラインには、次に掲げる項目を盛り込むこと。 1 協定書 (1) 工事の開始前に、鳥取県と事業者が協定書を締結すること。 (2) 建設、運転、維持管理、事業終了後の撤去について定めること。 (3) 風車設備の設置中、設置後に自然災害等を引き起こし、県民の命、健康、財産等に損害を与えた場合の補償を定めること。 2 ガイドラインの策定の仕方 ガイドラインの策定段階から、現在計画がある住民の意見を聴取し、検討すること。 3 近隣住民への周知の時期、方法、説明、承諾 (1) 風車の建設の地域選定の段階から、鳥取県と事業者は当該地域の区長に知らせ、区長は全ての住民に周知すること。 (2) 環境アセスの前段階より、近隣住民に周知、説明、承諾を求めれば、事業者と近隣住民との間のトラブルは非常に少なくできることから、具体的には、「公民館→区長→区民全員」と漏れがないようにすること。 (3) 地権者だけではなく全員へ周知すること。 (4) 近隣住民にはどのようなメリット、デメリットがあるか誠意をもって説明すること。 (5) 建設の近隣自治会の承諾を書面で得ること。 4 例えば「4000kw以上…1.5km以上」、「2000kw以上…1km以上」といったように、風車の発電能力ごとに、住宅や学校等との距離を定める（現在計画がある住民の意見を聴取し、検討する）こと。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		5 近隣住民全体への利益分配 事業者は、地権者のみではなく、設置に理解を示した近隣住民全体に利益をもたらす施策を行うこと。 6 県庁内の役割 有事の際の県庁内の判断権者と職員の役割を定めること。 7 情報伝達経路 有事の際の県庁内における情報伝達経路を定めること。 8 判断基準 有事の際の県担当課を通じて事態解決までの一連の手順やその判断基準を示すこと。 9 情報提供 事業者は、有事の際、鳥取県や各施設、各自治会に情報を提供することを義務付けること 10 その他の事項 関係法令等に基づいて、騒音・低周波音、振動、電波障害、自然環境、景観、文化財、維持管理、建設等の工事中及び工事完了後における調査等を定めること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情